

# 2024年度 後期分授業料免除及び徴収猶予の申請について

2024年度後期分授業料免除及び徴収猶予の申請書類を下記により配布します。  
免除等を希望する者は、下記により申請手続きを行ってください。

## 記

### 1. 対象者(①②のいずれかに該当する者)

- ① 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ② 申請前6ヶ月以内において、本人の学資を主として負担している者が死亡し、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
  - ※標準修業年限を超えて在籍する者(標準修業年限超過者)については、特別な事由の有無を判断するため、所定の書類を提出してください。
  - ※研究生や聴講生、科目等履修生は申請できません。

### 2. 申請要項等の配付方法

配付方法：大学のHPに申請書類を掲載していますので、そこから各自で印刷してください。

掲載場所：[トップページ](#) → [学生生活](#) → [奨学援助](#) ▶ [入学料免除・授業料免除](#)  
[トップページ](#) → [学生生活](#) → [奨学援助](#) ▶ [修学支援新制度について](#)

※申請に必要な書類を市町村役所等から取り寄せるのに時間がかかる場合もありますので、申請に間に合うように十分に余裕を持って準備してください。

### 3. 申請受付期間等

修学支援新制度(日本人学部生)：9月中頃～10月中頃予定

学内制度(大学院生・留学生等)：10月2日(水)～10月4日(金)

※受付場所等、その他の詳細は申請要項を確認してください。

※留学生A枠の受付期間は9月1日(日)～9月13日(金)です。

※**受付期間後の申請は、いかなる理由があっても一切受付できません。**

### 4. その他

- ①学内制度による授業料免除及び徴収猶予は、前期分と後期分それぞれ申請する必要があります。(留学生A枠を除く。)
- ②本年度前期までにすでに修学支援新制度による授業料免除の申請を行い、現在支援対象者と認定されている者は上記の申請を行う必要はありません。  
(支援対象者は別途案内に従い、スカラネットで在籍報告を行ってください)

令和6年8月20日 学生生活課学生支援係